

「研修概要 講師からの一言」の補足

(公財) 東京税務協会

専門講師 斎藤博史

受講される皆様へ。本研修は、普通徴収（納税通知書を交付して徴収することをいいます。）の税目を中心として、地方税の賦課徴収についての基本的な仕組みを理解していただくことが目的です。

その骨格となるのは、納税義務の成立と確定、納期限と法定納期限、賦課権と徴収権、猶予と滞納処分及び書類の送達の5つの項目です。これは、課税担当の職員、徴収担当職員のいずれの方にも必要な基本的知識です。今日においては、租税法律主義、法律による行政の原理という近代国家における租税行政のあり方に関する根本的な原則があります。このため、租税に関する制度はすべて法律により規定されています（地方税の場合は、厳密に言えば各地方団体の税務条例なのですが。）本研修は、これらの項目が主要なものとなります。

一方、高齢化社会の進展とともに「相続」に関する問題案件が増えています。また、相続とも関係しますが、共有不動産に係る固定資産税の連帯納税義務に関する問題案件も増えています。後者は市町村の税務行政における特有の問題です。前者も道府県税よりも市町村税において多くの問題が発生します。そこで、本研修においては、この二つの項目も取り上げます。

これらの項目は、いずれも理論的かつ体系的なものであるため、実務経験1年程度の皆さんには少し難しいかもしれません。私もこのことは十分に承知しています。しかし、市町村職員は、一般的には3年から5年程度のローテーションにより担当職務を離れざるを得ません。総合行政を担わなければならないこと、市町村は国や道府県と比べると組織規模が小さいので異なる部門間において人事異動を行わざるを得ないことからやむを得ないのです。このため、のんびりしていると、これらの基本的事項を理解しないままに3年程度の期間があつという間に過ぎ去ってしまいます。市町村の場合には、どうしても1年程度の初心者の方に学んでもらうしかないのである。

私は、これまで過去数年に渡り、本研修を担当させていただきました。その際、振興協会さんから送付された事後のアンケート結果を読みますと、必ずと言ってよいほど、「話の内容が初心者には少し難しい」「ボードに書いた文字が判読しづらい」旨の記述が数件ありました。私としても、もう少し「ゆとりをもって分かり易くかつ丁寧に」解説をしたいのですが、時間は二日間に限られています。

そこで、今回は、思い切って、「還付等」「守秘義務」「不服申立て等」についての解説を短縮し（テキストの内容は従前と同じにしておきます。）、その時間を他の項目に振り向けることを検討しています。

おわりに一言。市町村行政の目的は「福祉とまちづくり」です。皆さんが担当される地方税の賦課徴収の目的は、その施策のために必要な財源を確保することです。しかし、課税や徴収の実務取扱い（例えば、減免や猶予、不動産公売等）においても、常に、このことを念頭に置く必要があると思います。地方税の場合には、国税とは異なり、「福祉とまちづくり」に彩られた税務行政が求められるのだと思います。

以上です。皆さんの市町村行政における今後のご活躍を期待します。頑張ってください。



経歴：新宿都税事務所 整理第2課

主税局徴収部計画課 指導課

新宿都税事務所 徴収課、固定資産税課

板橋都税事務所 徴収課

豊島都税事務所 徴収課

講師歴：市町村職員中央研修所「市町村税徴収事務」、

総務省自治大学校 税務専門課程「税務・聴収コース」

著書等：「滞調法及び破産手続等と地方税の徴収第2版」

「東京税務レポート（公財）東京税務協会発行」への寄稿等